

新政みえ 県政団体懇談会に出席

9月4日、三重県議会・新政みえとの県政団体懇談会に出席し、令和3年度の予算政策について要望しました。

三林会長は、「地域経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者においては新型コロナウイルス感染症の収束の不透明感により、倒産・廃業に至るかもしれない非常に厳しい経営状況が続いている。中央会においても「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金(飲食店向け感染防止対策型)」の事務局として早く事業者の方々へ補助金が届くように努めている。日々懸命の努力を続けている組合や組合員が直面する様々な課題を解決できるよう、特段の配慮をお願いしたい」とあいさつを述べ、中央会の理事会で決定した「新型コロナウイルス」対策予算の拡充等を含む要望事項48項目の中から重点項目を中心に要望し、懇談を行いました。



自由民主党三重県支部連合会 要望事項を提出

8月に津市の自由民主党三重県支部連合会において開催予定でありました令和3年度国・県の政策・予算に関しての要望の聴き取り会議については、三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」が8月31日まで延長されたことにより、感染拡大防止の観点から対面での会議を中止し、書面での提出となりました。

要望事項は、中央会の理事会で決定した「中小企業施策の推進並びに予算の充実・強化」、「早期の入込客数回復に向けた観光振興の強化」、「緊急時における資金繰り支援への対応強化」、「地域商業・サービス業に対する消費喚起の支援策」など要望事項48項目です。

6

組合運営 あれこれ



Q 法人から複数の役員を選出することについて

1. 理事のうち組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できますか。
2. 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できますか。

3. 上記の質疑1、2が合法的な場合、被選者1人を除き他は員外役員となりますか。
4. 上記の質疑2が合法的な場合、
 - (1) 1法人でも1組合員であるので1組合員から理事と監事が出ることは役員の兼職禁止に抵触するとの意見
 - (2) 役員の就任は自然人(個人)として就任するので同一法人から出ても兼職とならないとの意見
- (1)、(2)どちらが正しいですか。



1. 理事は、組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できます。
2. 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できます。
3. 複数の組合役員を選任した場合、複数の組合役員は員内です。
4. (2)のとおりです。すなわち、役員の就任は自然人として就任するので、同一法人から出ても兼職とはなりません。